

平成26年4月1日から 障害年金の額（障害等級）の 改定を請求できる時期が変わります

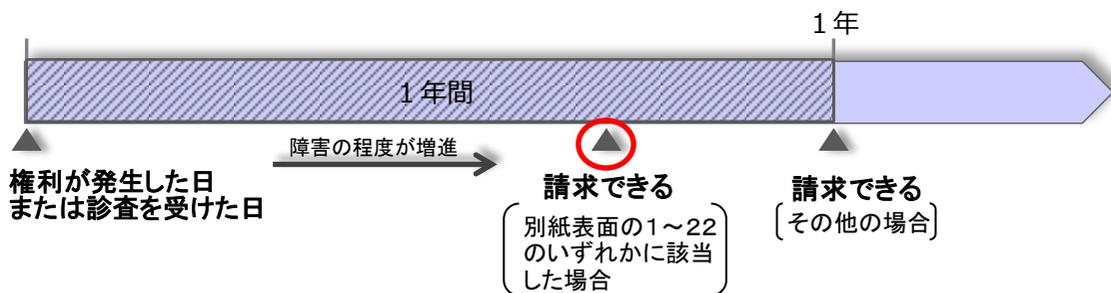
障害年金を受けている患者さんが、障害の程度が重くなって、障害年金の額（障害等級）の改定を請求する場合、これまでは、障害年金を受ける権利が発生した日、または診査を受けた日から1年を経過しないと請求できませんでしたが、4月1日からは、別紙表面の1～22のいずれかに該当すれば、1年を経過しなくても請求できるようになります。

診断書を作成する際、別紙の「診断書作成時の注意事項」が添付されているときには、表面にチェック のある番号について、裏面の注意事項を確認してください。

4月1日からの請求時期

別紙表面の1～22のいずれかに該当した場合には、1年を経過しなくても請求できます。

※ 請求が認められた場合でも、診査の結果、障害等級に変更がないことがあります。



※ 別紙の「診断書作成時の注意事項」を確認して診断書を作成

不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。